

社馬連 13 第 82 号
平成 26 年 1 月 29 日

会員団体 各位

日本社会人団体馬術連盟
会長 菅原 俊之
(担当 競技委員会)

第 32 回 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナルの開催について

平成 25 年度の当連盟の競技大会は、ジャンピングおよびドレッサーージュの個人の最高峰を決定する標記大会を残すのみとなりました。出場有資格選手は別紙の通りとなりますので、該当する選手の方は、下記により申込みの手続を行ってください。

出場辞退などがありましたら、至急、ご連絡ください。また、キャンセル等があった場合は補欠選手の優先順位に従って直接、連絡いたします。

本大会は、第 32 回 日韓社会人親善馬術大会と一部日程を重複して併催します。そのため、派遣役員等の皆様には、本大会に加えて第 32 回 日韓社会人親善馬術大会の運営へのご協力をお願いいたします。

記

1. 大会名: 第 32 回 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル
The 32nd All Japan Business Group Equestrian Championship - Final Round
2. 主催: 日本社会人団体馬術連盟
3. 開催日: 平成 26 年 3 月 22 日(土) ～ 23 日(日)
4. 開催地: JRA 馬事公苑 (東京都世田谷区上用賀 2-1-1)
5. 競技内容: 別紙、実施要綱を参照。
6. 出場有資格選手: 別紙参照
 - 出場を辞退される選手は、至急(2 月 5 日(水)までに)、ご連絡ください。
 - 出場資格を取得した選手が辞退した場合、優先順位に従い繰上げを行います。
 - すでに出場辞退の連絡があった選手については、優先順位に従い、繰り上げを行っています。
7. 出場料:

(1) JBG 選手権ドレッシング 個人戦 30,000 円/1 名につき

(2) JBG 選手権ジャンピング 個人戦 30,000 円/1 名につき

8. 申込方法:

別紙 参加申込書に記入の上、期日までに郵送またはメールにてお申込みください。なお、出場料の払い込みの確認をもって出場申込みとします。なお、出場料振込み後の返金は致しません。ただし、主催者都合の場合はこの限りではありません。

(1) 出場申込書 送付先:

日本社会人団体馬術連盟

〒104-0033 中央区新川 2-6-4 新川エフ 2 ビルディング 6 階

TEL: 03-3297-5630 E-Mail: shabaren@jbg.jp

(2) 出場料 振込先:

三井住友銀行神田支店 普通預金口座 1300690 日本社会人団体馬術連盟

9. 申込期限: 平成 26 年 2 月 17 日(月)

10. 大会役員の派遣

出場者所属団体は大会役員を出場競技につき 1 名派遣してください。派遣できない場合、または当日、欠席等の場合は人件費として 1 名につき 10,000 円を徴収します。

本大会では、派遣役員の方は、終日従事していただきます。また、同日程で開催の第 32 回日韓社会人親善馬術大会の運営にもご協力をお願いします。

11. 馬取扱者

出場者 1 名につき馬取扱者 1 名を同行し、取扱馬の退厩まで管理してください。出場競技に関わらず出場選手が兼任することはできません。また、ドレッシングとジャンピングの馬取扱者および大会補助役員を兼任することはできません。

なお、馬取扱者は馬装と手入れが問題なくできる方を派遣してください。派遣できない場合、または当日、欠席等の場合は人件費として 1 名につき 10,000 円を徴収します。

本大会では、馬取扱者の方は、終日従事していただきます。また、同日程で開催の第 32 回日韓社会人親善馬術大会の運営にもご協力をお願いします。

12. その他

(1) 選手、大会補助役員、馬取扱者については昼食(弁当)を用意します。応援の方などで昼食(弁当)をご希望の場合は、添付の申込書にて、お申し込みください。

(2) 原則として、役員の兼任は認められませんが、どうしても派遣できない選手・団体については、以下の場合について、兼任を認めます。なお、馬取扱者の兼任は時間的に難しく、大会運営に支障をきたすため、認められません。

- ① ジャンピング選手が役員を派遣できない場合、その選手がドレッサージュの役員を務める
 - ② ドレッサージュ選手が役員を派遣できない場合、その選手がジャンピングの役員を務める
 - ③ ジャンピングの役員が同日のドレッサージュの役員を務める
 - ④ ドレッサージュの役員が同日のジャンピングの役員を務める
- (3) 3月21日(金)～22日(土)の日程で、おなじくJRA馬事公苑にて、第32回日韓社会人親善馬術大会が開催されます。こちらもぜひ観戦・応援ください。また、派遣役員・馬取扱の方は運営へのご協力もお願いいたします。
- (4) 大会第1日目の22日(土)には、第32回日韓社会人親善馬術大会表彰式およびフェアウェルパーティが開催されます。別途、ご案内差し上げますが、ぜひご参加ください(参加費3,000円予定)。

以上

第 32 回全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル ドレッシング
出場有資格選手

所属団体	選手氏名	備考
日本アイ・ビー・エム(株)馬術部	久保 知之	スプリング Aブロック 1位
皇宮警察馬術部	金子 春起	スプリング準優勝 Bブロック 1位
山田&パートナーズ乗馬同好会	関 美雪	スプリング優勝 Cブロック 1位
特別区文化体育会乗馬部	孕石 智司	スプリング Dブロック 1位
(株)日立国際電気馬術部	佐伯 圭一	スプリング (総合 3位)
衆議院乗馬会	加来 賢一	スプリング (総合 4位)
パナソニック馬術部	大島 由美子	スプリング (総合 6位)
住友スリーエム馬術愛好会	中岡 義晴	スプリング (総合 7位)
特別区文化体育会乗馬部	鳥塚 修	オータム Aブロック 1位
警視庁乗馬同好会	安田 英世	オータム Bブロック 1位
財務省乗馬会	中尾 昌代	オータム Cブロック 1位
警視庁乗馬同好会	増田 昇	オータム優勝 Dブロック 1位
警視庁乗馬同好会	藤巻 優香	オータム Eブロック 1位
パナソニック馬術部	竹村 博行	オータム Fブロック 1位
トッパンフォームズ(株)馬術部	早川 太郎	オータム準優勝 Gブロック 1位
警視庁乗馬同好会	田代 綾子	オータム (総合 6位)
計	16名	

第 32 回 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル ジャンピング
出場有資格選手

所属団体	選手氏名	備考	
トッパンフォームズ(株)馬術部	細川 浩志	スプリング優勝	Aブロック 1位
防衛省乗馬同好会	鎌田 和明	スプリング	Bブロック 1位
社会人昭和大学ライディングチーム	諸岡 真澄	スプリング	Cブロック 1位
皇宮警察馬術部	金子 春起	スプリング準優勝	Dブロック 1位
財務省乗馬会	中尾 昌代	スプリング	Eブロック 1位
特別区文化体育会	孕石 智司	スプリング	(総合 3位)
皇宮警察馬術部	高原 遼	スプリング	(総合 5位)
社会人昭和大学ライディングチーム	龍 家圭	スプリング	(総合 6位)
社会人昭和大学ライディングチーム	芹澤 友里	オータム	Aブロック 1位
衆議院乗馬会	柴崎 敦史	オータム	Bブロック 1位
パナソニック馬術部	竹村 博行	オータム	Cブロック 1位
特別区文化体育会	渡邊 光子	オータム	Dブロック 2位
SET	池谷 直明	オータム準優勝	Eブロック 1位
特別区文化体育会乗馬部	菊谷 雅仁	オータム	Fブロック 1位
(株)日立国際電気馬術部	佐伯 圭一	オータム	Gブロック 1位
日本農産工業(株)馬術部	西村 仁	オータム	(総合 4位)
計	16名		

※ すでに出場辞退の連絡があった選手については、優先順位に従い、繰り上げを行います。

第 32 回 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル ドレッシング 実施要綱

1. 出場資格

先に実施した予選競技会(第 32 回 全日本社会人馬術選手権大会 スプリング及び同オータム)において出場権を獲得し、大会開催時点で本連盟の会員資格を有する団体及び個人とする。

2. 競技種目

1 回戦: 日本馬術連盟制定 馬場馬術運動課目 L1 課目 2013

決勝: 日本馬術連盟制定 馬場馬術運動課目 L2 課目 2013

3. 競技方法

競技規定は、国際馬術連盟馬場馬術競技会規程第 24 版及び日本馬術連盟競技会規程平成 25 年度版を採用する。使用予定馬が故障などにより使用不能となった場合、競技前・途中の如何を問わず、予備馬による再演技を行う。

(1) 1 回戦

ア 出場資格のある選手を、個人選手 1 ブロック 4 名からなる 4 ブロック及び団体選手からなるブロックに分け各ブロック毎に 2 頭の馬匹を割当て、各選手はそれぞれの馬匹に騎乗し、演技を行う(土曜日・日曜日で行う)。

イ 2 鞍の合計得点率をその選手の得点率とする。

(2) 決勝戦

ア 1 回戦の各ブロックの第 1 位 4 名が 2 頭に騎乗して演技を行う。

イ 2 鞍の合計得点率をその選手の得点率とする。

4. 順位の決定

(1) 個人順位

ア 1 回戦の 2 鞍の合計得点率の高い方を上位とする。

イ 1 回戦の個人選手上位 4 名はさらに決勝戦を行いその合計得点率の高い方を上位とする。

ウ 5 位以下については 1 回戦の順位をもって決定する。

エ 合計得点率が同じ場合は全審判員の総合観察点の合計得点の高い方を上位とする。

オ エで決まらない場合は C 点審判員の総合観察の合計得点の高い者を上位とする。

カ オで決まらない場合は 1 鞍の最も高い得点率者を上位とする。

(2) 団体順位

ア 1 回戦の上位 2 名の成績により順位を決定する。

イ 上位 2 名の合計得点率の高い団体を上位とする。

ウ 得点率が同じ場合は、上位 2 名の全審判員の総合観察点の合計得点の高い団体を上位とする。

エ ウで決まらない場合は、上位 2 名の C 点審判員の総合観察の合計得点の高い団体を上位とする。

オ エで決まらない場合は最も高い得点率者の所属する団体を上位とする。

5. 表彰

(1) 個人表彰

- 決勝戦 第 4 位までを入賞とし、表彰する。

(2) 団体表彰

2 名以上の選手が出場する正会員団体が 3 団体以上ある場合、それらの団体について団体表彰を行う。

- 第 3 位までを入賞とし、表彰する。

(3) 馬匹表彰

- 最優秀馬匹賞 1 頭

6. シード権の獲得

ファイナル優勝者および準優勝者は、次年度に開催される第 33 回 全日本社会人馬術選手権大会シリーズのシード権を得る(優勝者：スプリング シード権、準優勝者：オータム シード権)。シード権を得た選手は、同シリーズの開催通知後、エントリー締め切りまでにシード権の行使を宣言することで、シード選手となる。シード権の行使を宣言しない場合、一般の選手と同様に同シリーズにエントリーすることができる。シード権獲得選手がシード権を行使しない場合のシード権の繰り上げなどは行わない。

7. その他

- (1) 参加者・馬取扱者・観覧者の事故疾病について、主催者は応急処置をするが、その責は負わない。また何らかの傷害保険に加入していること。
- (2) 出場者数及び馬匹その他の理由により、やむを得ず要綱及び日程等の一部を変更して実施する場合がある(競技の詳細などについては、当日の打合わせにおいて説明する)。
- (3) 出場選手の技術の向上、事故防止に心がけること。危険防止の観点から、主催者及び審判団の協議に基づき改善を指導する場合がある。
- (4) 拍車は、丸拍又は棒拍とし、審判長の指示により着用を認めない場合がある。
- (5) 準備運動は 5 分以内とする。

第 32 回 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル ジャンピング 実施要綱

1. 出場資格

先に実施した予選競技会(第 32 回 全日本社会人馬術選手権大会 スプリング及び同オータム)において出場資格を取得し、大会開催時点で、本連盟の会員資格を有する個人とする。

2. 競技種目

障害飛越競技 (高さ 110cm まで)

3. 競技方法

競技規定は、国際馬術連盟障害飛越競技会規程第 24 版及び国民体育大会馬術競技規程(平成 25 年 4 月 1 日改定)の団体障害飛越競技(失権者の減点算出法等)を採用する。2 反抗失権とし、基準タイムの設定など一部ローカルルールを採用する。使用予定馬が故障などにより使用不能となった場合、競技前・途中の如何を問わず、予備馬による再走行を行う。

(1) 1 ブロック 4 名からなる 4 ブロックに分け、各ブロックに 2 頭の馬匹を割当て、各選手はそれぞれの馬匹に騎乗し、2 鞍の総合成績によって勝敗を決する。各ブロックの上位 2 名が準決勝へ進出する。

(2) 準決勝も 1 回戦と同様に 4 名からなる 2 ブロックに分け、各ブロックの上位 2 名が決勝戦へ進出する。

(3) 決勝戦は 4 名がそれぞれ 4 頭の馬匹に騎乗し、4 鞍の総合成績によって勝敗を決する。

4. 順位の決定方法

(1) 選手の騎乗成績の合計により各ブロック内の順位を決定する。

(2) 各ブロック内の順位は、次の者を上位とする。

- 減点の少ない者
- 減点合計が同点の場合は、各走行タイムの基準タイムとの差の絶対値の合計の少ない者
- イで決まらない場合は、減点 0 の多い者
- 以上で決まらない場合は、抽選とする。

(3) 決勝戦は FEI 規程 238 条 2-1 による。

5. 表彰

(1) 個人表彰

- 決勝戦 第 4 位までを入賞とし、表彰する。

(2) 馬匹表彰

- 最優秀馬匹賞 1 頭

6. シード権の獲得

ファイナル優勝者および準優勝者は、次年度に開催される第 33 回 全日本社会人馬術選手権大会シリーズのシード権を得る(優勝者：スプリング シード権、準優勝者：オータム シード権)。シード権を得た選手は、同シリーズの開催通知後、エントリー締め切りまでにシード権の行使を宣言することで、シード選手となる。シード権の行使を宣言しない場合、一般の選手と同様に同シリーズにエントリーすることができる。シード権獲得選手がシード権を行使しない場合のシード権の繰り上げなどは行わない。

7. その他

- (1) 参加者・馬取扱者・観覧者の事故疾病について、主催者は応急処置をするが、その責は負わない。また何らかの傷害保険に加入していること。
- (2) 出場選手の技術の向上、事故防止に心がけること。危険防止の観点から、主催者及び審判団の協議に基づき改善を指導する場合がある。
- (3) 拍車は、丸拍又は棒拍とし、審判長の指示により着用を認めない場合がある。
- (4) 出場者数及び馬匹その他の理由により、やむを得ず要綱及び日程等の一部を変更して実施する場合がある(競技の詳細などについては、当日の打合わせにおいて説明する)。
- (5) 準備運動場における飛越回数オーバーは失権、逆標旗飛越はその都度罰金 3 万円を課す。
- (6) 準備運動は 3 分 2 飛越とする。ただし、クロス障害の飛越は除く。
- (7) 1 回戦および準決勝で敗退した選手は、競技役員としてその後の大会運営を手伝うこと。特に第 1 日目 1 回戦で敗退した選手は、必ず第 2 日目も来苑し運営に参加すること。